

出雲市中小企業者等事業復活支援 給付金について

市では、新型コロナウイルスの影響を受けた企業・個人事業者等で、国が実施する事業復活支援金の給付対象とならない方を支援するため、新たな給付金制度を創設しました。

申請期間 令和4年5月9日(月)～令和4年7月29日(金)

対象者

出雲市内に事業所を有する中小企業者（法人・個人事業者）等

主な給付対象要件（全てに該当する事業者）

- ①新型コロナウイルスの影響で売上が減少していること
- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して、20%以上30%未満減少していること
- ③国が実施する事業復活支援金の対象ではないこと

※上記②の期間中、売上高が30%以上減少している月がひと月でもある場合は対象外です。
その場合は国の事業復活支援金の対象となる可能性がありますので、以下相談窓口までお問い合わせください。

【国の事業復活支援金相談窓口】 ☎0120-789-140 ※申請期限 令和4年5月31日(火)

- ④市税の滞納がないこと
 - ⑤今後も事業継続の意思があること
- ※風営法に規定される性風俗関連特殊営業及び政治団体等、**一部対象とならない業種**があります。
詳しくは市ホームページでご確認ください。

給付額

個人	法人		
	年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
10万円	20万円	30万円	50万円

申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて**原則郵送**（封筒・切手は申請者でご負担ください。）にて申請してください。申請書は、市ホームページから取得、または市役所本庁・行政センターなど（裏面参照）の備え付けをご利用ください。

申請書類	〒693-8530 出雲市今市町 70
送付先	出雲市役所商工振興課（給付金担当） 行

お問い合わせ 出雲市役所商工振興課（給付金担当）

☎21-6269 平日8:30～17:00

市ホームページ [出雲市 事業復活支援給付金](#)

検索



ホームページ

<申請書備付施設一覧>

↓必要書類送付先および問い合わせ先（☎21-6269）

○出雲市役所商工振興課〔事務室：4階401会議室〕（今市町70）

（注）以下施設は、問い合わせには対応していません。

○出雲市役所平田行政センター市民サービス課（平田町951-1）

○出雲市役所佐田行政センター市民サービス課（佐田町反辺1747-6）

○出雲市役所多伎行政センター市民サービス課（多伎町小田74-1）

○出雲市役所湖陵行政センター市民サービス課（湖陵町二部1320）

○出雲市役所大社行政センター市民サービス課（大社町杵築南1397-2）

○出雲市役所斐川行政センター市民サービス課（斐川町荘原2172）

○出雲商工会議所〔出雲商工会館2階〕（出雲市大津町1131-1）

○平田商工会議所（平田町2280-1）

○斐川町商工会（斐川町上庄原1749-3）

○出雲商工会（大社町杵築南1344）

給付金のサギ（詐欺）に注意！

絶対に教えない！渡さない！

- 暗証番号 ●通帳 ●口座番号
- キャッシュカード ●マイナンバー

怪しいと思ったら下記へご相談ください

消費者ホットライン（局番なしの3桁） 188

出雲警察署 24-0110

警察相談専用電話 #9110